

城北地区 防災リーダー・防災会役員 研修会

- ①7.7避難所開設の総括（教訓として活かす取り組み）
- ②防災力向上の取り組み過程の中間（評価）見直し
- ③避難所開設・運営業務（組織・役割分担）の具体検討
- ④今後の活動見通しについて



日時 平成30年7月18日（水）19:00～
場所 城北地区公民館 2階 洋間



学校が「避難所」となる場合の基本的な考え方

(「鳥取市学校防災・マニュアル」H.29.4.改訂)

災害対策基本法 S.36



鳥取市学校防災計画



城北小学校防災計画 (施設開放の手順・避難所支援体制)

職員服務規程 第23・24条(非常変災) ~要旨~ ■職員は原則として勤務校へ参集し、避難所開設業務にあたる。

避難所の開設は市長が決定し、避難所管理者(市職員)が開設・運営を行うが、到着しない場合は、「学校の管理職」、「連絡担当者」の順で、開設の判断及び**避難所運営(補助執行)**にあたる。職員が避難所業務に従事した場合は、**サービスの一部として取り扱う。**

避難所開設要請(鳥取市災害対策本部)



城北小学校：校長
職員を動員して避難所開設に備える



避難住民の自治組織が確立されるように支援する

城北地区防災対策協議会は

- 避難所管理者(市職員)
- 城北小学校 職員

が被災し、または、何らかの要因で『避難所開設・運営業務』が出来ない場合を想定し、避難所開設業務を明確にして、自分自身が避難者となった場合に運営業務に協力できるように備える。

学校防災マニュアル

鳥取県教育委員会（平成29年3月28日）

《抜粋》

学校防災マニュアルは、災害発生時に児童生徒の命を守るために教職員が行うべき必要な対応等をあらかじめ明確化し、全教職員が共通理解を図るとともに・・・、**学校防災マニュアルの作成、点検、見直し等を行う際には**、各市町村の地域防災計画を基本的な枠組み・・・。
学校施設が避難所となる場合、避難所運営は自主防災組織や市町村の防災担当部局等が対応するものですが、**災害時には、一定期間、教職員が避難所運営を支援する**・・・。

イ 関係機関・地域との連携、避難所運営への協力等

学校が避難所となる場合、教職員は避難所の運営について協力することが必要となるケースがあります。避難所の運営に協力しつつ、早期に教育活動の再開のための業務に専念できるよう態勢を整えることが重要です。（事前に関係機関と連携して、**避難所運営について基本的役割を確認する。**）

（ア）避難所における**自治組織確立への支援** 災害が発生した場合、避難所が開設された学校においては、避難住民との共存を図り、円滑な避難所運営を行っていくことが教育活動の再開にとって重要です。**学校は避難所における避難住民の自治組織が早期に確立されるようにその支援に努める**ことが重要です。

（イ）地域との連携・協力体制、教育委員会・首長部局との連携・協力体制

学校は、教育委員会や首長部局の防災担当を通じて、地域の公民館、まちづくり協議会、自治会などと非常時の役割分担について話し合い、地域の自主防災組織の育成・強化などに協力することも重要です。

地域と日常的に連携をとることにより、**避難所開設時に地域の防災組織等に避難所運営が円滑に移行し**、結果として、児童生徒の安全確保や教育活動の早期再開に繋がることとなります。平常時のみならず、災害時も含めて、学校と地域の連携・協力体制の構築を進めていくことが重要です。

7月5日(木)

【改善事項】

- ・城北防災関係者への情報伝達手段
「城北連絡メール」活用 * 不可欠
- ・緊急時の役割の明確化
(市行政と自主防災会)



今回の「豪雨対応」・「避難所開設」に至る、総括資料《時系列》④

日時	城北地区防災対策協議会（会長）対応	学校・行政機関対応
7月5日		17:30千代川洪水予報 第1号
	17:37 校長に電話（鍵借用依頼） *「夜間に自主避難所開設が想定される為、かねてより話しておいた、第二校舎入り口の鍵を預りたい旨話す。」	洪水注意報（発表） 「千代川では、氾濫注意水位（レベル2）に到達し、今後、推移は上昇する見込み。」
		17:47 校長より電話（承諾）
	17:50 学校に出向き鍵を借用。	
	17:57 公民館に急行したが《閉館》	
	18:00 城北公民館長に電話。 *「城北連絡メール」の使用を依頼。 ・担当者不在 *使用不可	
	18:17民生児童委員 会長に依頼の電話。 *民生児童委員の一斉メールを通じて、地域の民生児童委員の方に「避難準備情報」が発令された時点で「避難行動要支援者への『声かけ行動』をとるように連絡をお願いします。」	
	18:20 各町内の自主防災会長（町内会長）へ電話連絡網を使って連絡。 *「避難準備情報」が発令された時点で、「避難行動要支援者」登録者へ町内ごとに『声かけ行動』を実施してください。	20:10 「避難準備・高齢者等避難開始」 *美保南地区に発令

7月6日(金)

【改善事項】

- ・ハザードマップと「要支援者マップ」の活用
- ・現実的に考えた「自主避難場所」の設定
- ・避難勧告の伝達手段(NHKテロップ?)
- ・地区防災会長が該当地区に電話連絡?



<p>7月6日</p>	<p>13:20 危機管理課と電話協議</p> <p>①気象状況から判断し、自主避難所の開設が想定される。</p> <p>②住民の不安解消のための、自主避難所の開設をしてもいいか</p> <p>【確認意図】</p> <p>避難行動要支援者(住民)の中には、避難所が想定される「中ノ郷小学校・浜坂小学校」への避難をためらうことが想定される。身近で、顔見知りの多い城北小学校の2階(垂直避難)へ避難させてほしい。鍵はすでに借用済み。</p> <p>23:18 南城北自主防災会長へ電話連絡</p> <p>「勧告発令」が出ました。避難所は世紀小学校と布施運動公園です。</p>	<p>・危機管理課【回答】</p> <p>自主避難所は、開設しないでもらいたい。</p> <p>①緊急避難的に、逃げ遅れた方がある場合は、やむを得ないが、市が「避難勧告」を発令しない時点で、自主避難所設置を広報すると、住民が殺到し危険である。</p> <p>②自主避難所には、食料等の配給はできない。</p> <p>19:40 「大雨特別警報」発表 鳥取市南部他。大雨は8日頃まで断続的に続く見込み</p> <p>20:30 水防警報【警戒】 20:58 「避難指示」発令 *河原地域、用瀬、佐治</p> <p>23:00 洪水警報【レベル3】</p> <p>23:14 危機管理課より電話 避難勧告地域への対応をとるよう連絡を依頼される</p>
-------------	---	---

7月7日(土)

【改善事項】

- ・防災無線が聞き取れない(町内として対応)
 - * 要支援者へ『声かけ行動』実施
- ・避難所支援:城北防災会部員「受付」業務
- ・出勤要請「一斉メール送信」(部ごと)
- ・業務起動時の必要物品の調達手順の明確化
- ・運営責任者との連携(役割の明確化)
- ・避難所支援者(部員)への配給(飲料水 等)



7:18	*雨量も減少し、氾濫推移レベルも低下していた。 *避難者が少ないことが想定され、学校職員のみで運営できると判断。 *校長よりの支援要請もなかった。	8:30 「大雨特別警報」発表。 *鳥取市北部。
		6:43 鳥取地域「避難指示」 枚寄りの小学校2階に避難所開設
		■市より避難所(開設指示) ■校長が職員2名に出勤指示
		7:51校長より防災会長に電話 別を返却してほしい。
7:55	学校に出向き、第二校舎鍵返却。 *校長より防災会の支援を要請された。しかし、避難者が少ないことが想定され、避難者は自家用車利用者(徒歩等での避難が困難な方)と判断。 【交通整理関係だけでよいと判断。】	*避難者11名。 (避難行動要支援者家族)
	【「防災部」出勤依頼:交通整理班】 《避難所運営支援》	
8:10	防災部長に電話依頼。	
8:13	副会長(防災部)に電話依頼。	
8:14	防災部副部長に電話依頼。	
8:20	交通整理・受付業務開始。	
8:30	防災部警備部長に電話依頼。	8:50「避難所運営責任者」 2名到着 *避難者の名簿作成。
8:41	副会長(救急担当)に電話依頼。	
8:50	副会長(保健)公民館の電話管。 *避難所開設の問い合わせ対応。	
9:00	副会長(保健)自主的応援。	
		10:00 飲料水の運搬あり。 *避難者用。
11:50	これ以上避難者がないと判断。 避難所運営責任者と校長に、「避難所支援終了」を告げ撤収。	13:10 「特別警報」解除。
		14:00 千代川洪水予報7号 「洪水注意報」解除

水害 の場合

想定：千代川 氾濫し堤防決壊

事前に、鳥取市より「避難準備・高齢者等避難開始」発令

鳥取市指定避難場所：中ノ郷小学校、浜坂小学校 等

「防災対策協議会役員」、「町内会長」、「防災リーダー」、「民生児童委員」、「各町内会から選出された防災部員（情報連絡部・防災部・避難・救急部・調達部・警備部）」

城北地区の減災行動

「城北連絡メール」

自主避難所 開設班
城北地区防災対策協議会役員
「防災リーダー」・防災部員

緊急避難の場所として

駐車場整備
誘導

避難所開設
小学校：多目的室

避難所開設連絡メール：送信

住民避難班：「声かけ行動」 ☎電話連絡

町内
会長

■基本的には：「自宅避難」・「鳥取市指定避難所へ避難」
* 緊急避難：「城北小学校避難」を確認し、駐車場指示（どの段階で、どこに駐車するのか）

避難行動要支援者

「民生
児童委員」

となり組

愛の訪問員

「自宅避難」・「鳥取市指定避難所」
「城北小学校避難」の場合

駐車場指示（どの段階で、どこに駐車するのか） * 避難所開設連絡メール

避難所開設連絡メール

城北地区の防災の現状



避難行動要支援者対象リスト

(H28, 2, 1現在)

町(区)名	人数
青葉町1丁目	45
青葉町2丁目1区	36
青葉町2丁目2区	38
青葉町2丁目3区	4
青葉町3丁目	61
田園町3丁目	76
田園町4丁目	77
田園町4丁目東	13
松並町1区	26
松並町2区	32
松並町3区	8
松並町2丁目北	114
田島	57
北町	16
美咲町	71
東秋里	56
秋里タウン西	100
秋里	46
丸山西	54
丸山町大星	37
南城北	75
計	1042人

【城北地区住民の指定緊急避難場所(屋内)】

名称	所在地	収容人員	適用性			
			洪水	土砂	地震	津波
城北体育館	丸山町310-1	280人	○	×	○	○
地区公民館	田園町4丁目223-1	110人	×	○	×	×
城北小学校	田園町4丁目324	1300人	×	○	○	○

【指定避難所】

鳥取市武道館	東町1丁目326	540人
久松小学校	東町2丁目201	1050人

城北地区 指定緊急避難場所(屋内)

約10000人



1680人分

* 老年人口：2622人

課題

■ 避難場所の確保 〈民間施設との借用協定〉

■ 住民避難の方法をみんな理解しておくこと

町内会未加入者と
連携できない！

29.2%

災害時 生活支援拠点(避難所)機能を高める取り組みについて

現在、城北地区では、地域の「防災資源」結集に向けて取り組んでいる。

災害時において、身近な「避難場所」である城北小学校・公民館は、災害の危険から逃れ、身の安全を確保する場所である。同時に、在宅避難者を含む城北地区住民10,000人の生活支援拠点ともなる施設である。

ところが、現状はどうか。住民の安全・安心を担保するだけの、減災機能を完備した施設(備蓄)とはいえない。また、防災組織も十分に機能する状況にない。

そこで、発想を転換し、地域の防災資源を発掘し「**減災システムの構築**」・「**住民の減災意識の醸成**」に取り組むことにした。「**ひと**」・「**もの**」・「**つなぐ**」の視点から、災害発生時の生活支援拠点機能(避難施設)として、不足しているものを精査し、優先順位をつけて補完する取り組みである。「ないもの」は「そろえる」、「整備する」取り組みである。地域の総力を結集し災害時生活支援拠点としての機能を、より充実させることを目指した。

【具体的な取り組み状況】

【ひと】

- 専門的な知識・技能を持った住民を把握する。《**防災人材バンクの作成**》

【もの】 ～城北地域に点在する企業等との連携～

- 水害時における民間避難場所との応援協定。(垂直避難可能施設：**マンション**等)
- 食料・燃料備蓄対応：食料持参での避難・地域に点在するスーパーマーケット
・燃料(玉谷クリーニング(**コインランドリー**)・JAいなば燃料センター)との物資応援協定。
- 駐車・車内泊・テント泊スペースへの対応：隣接する「真如苑」との協定。*7月14日調印締結**

【つなぐ】

- 防災担当者へ、情報を伝達する手段の構築 ・『**城北連絡メール**』(BCC)配信
- 「一時集合場所(集合)訓練」・「避難行動要支援者(避難誘導)訓練」・「避難所開設訓練」・「防災資機材使用訓練」・「炊き出し(ハイゼックス包装食)訓練」の実施(平成30年8月26日《日》)
- 避難行動要支援者対策 民生児童委員、社会福祉協議会【**「災害時要支援者「見守り」ネット**」の整備】



地域の「防災資源」結集に向けて

【目的】 災害時の城北地区住民10,000人の生活支援拠点（避難所）の充実

城北地区避難所運営マニュアル

「ひと」

「つなぐ」

「もの」

《防災人材バンク作成》

■専門的な知識・技能を
持った住民の把握



災害想定訓練の実施

地域の関係団体と連携
*横のつながり
防災対策協議会
民生児童委員
社会福祉協議会
(愛の訪問員・隣組)
婦人の会 等

■「城北防災だより」の発行
■「城北連絡メール」
■防災担当者への情報伝達手段構築



災害想定訓練の実施

民間避難場所借用協定
生活物資の調達協定
収容スペース（駐車）借用協定
住民の輸送協定

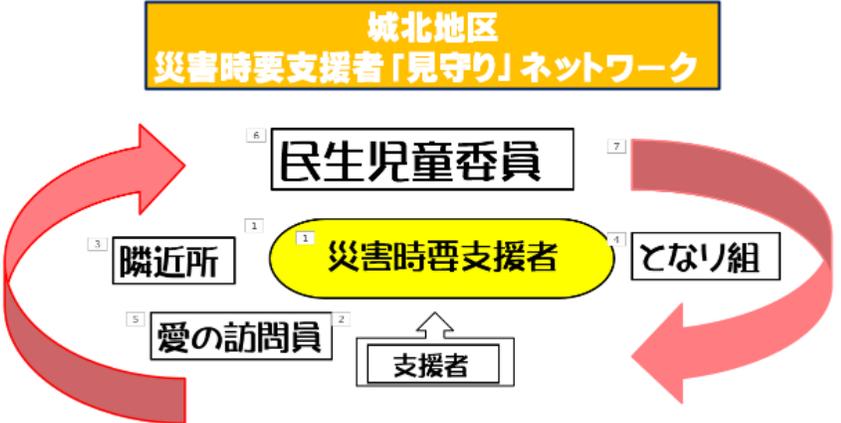
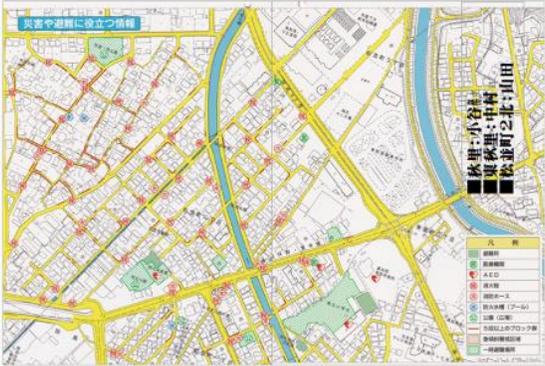
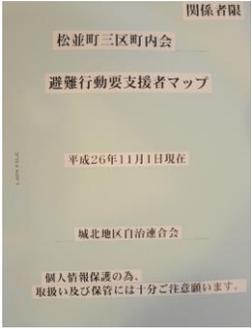
城北地域に点在する企業等との連携
「協定書の締結」

地域の災害弱者対策

地域の関係団体と連携

*横のつながり

防災対策協議会 民生児童委員協議会
 社会福祉協議会 (愛の訪問員・となり組)
 婦人の会 等



民生児童委員協議会

【災害時における要支援者対応】

- 1) 要支援者への緊急情報の伝達と避難誘導 ***まとめ役**
 - ①地震災害発生時の「声かけ行動」を統括：安否確認・避難誘導
 *「支援者」・「となり組」・「愛の訪問員」と連携して実施。
 - ②「避難準備情報」「避難指示・勧告情報等の伝達」
 避難の声かけ等 ***個別伝達**
- 2) 災害による被害の拡大防止のための措置の実施 ***要支援者住居訪問**
 - ①身の安全確保、落下危険物等の応急処置：二次的被害の防止
 - ②初期消火 ***必要に応じ、可能な限りの救助・救出活動**
- 3) 要支援者の町内支援者の連携（コーディネート） ***まとめ役**
 - ①平時においても、「支援者」・「愛の訪問員」・「となり組」の、ネットワーク（連携）を機能させて要支援者の見守り活動（名簿等に基づく見回り）と情報共有等のまとめ役。
- 4) 要支援者支援体制〈本部〉の確立 ***パイプ役**
 - ①城北地区防災対策協議会・行政（福祉保健部）との連絡調整
 - ②安否（避難状況）。
 - ③要支援者の介護用物資・資機材等のニーズを把握し本部に報告。
- 5) 福祉避難所等の受け入れ先の確保 ***親族・施設との連絡調整**
 - ①城北地区の福祉避難所〈幸朋苑〉との連絡調整
 - ②要支援者が普段利用している施設との連絡調整
- 6) 避難・搬送の支援 ***パイプ役**
 - ①避難先等との連絡調整・確保
 - ②可能な限りの避難先への搬送、生命維持等のための支援体制確立
 ・応急救護・補助器具、車等の手配
- 7) 要支援者のニーズの把握（避難状況） ***パイプ役**
 - ①障がい者用トイレ・畳・マット・間仕切り用パーテーションの確認
 - ②避難場所への配慮（スペース確保）・障がい種に対応

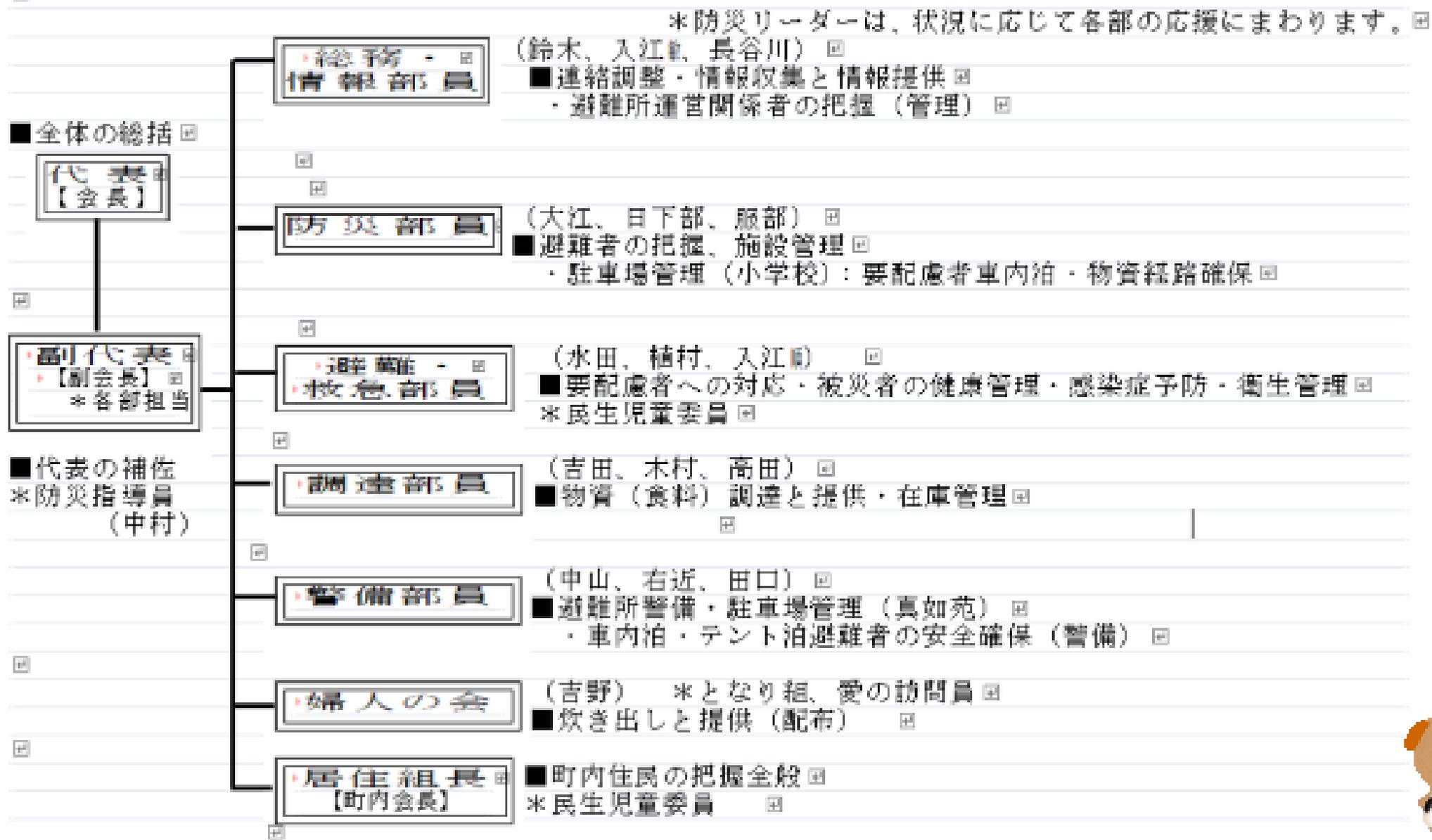
訓練実施(8月26日)に関わる 主な日程

訓練実施(8月26日)に関わる 主な日程	
<small>■ 城北地区防災対策協議会 30, 7, 17現在</small>	
■ 5月22日	執行委員会 * 避難所開設訓練の趣旨概要 検討
■ 5月31日	第1回企画委員会各種団体 * 避難所開設訓練の趣旨概要 説明
■ 6月 8日	「城北防災だより」回覧 * 指定避難場所・避難行動要支援者
■ 6月12日	町内委員会 * 住民「一時集合場所「集合」訓練」概要 説明
■ 6月15日	「城北防災だより」回覧 * 指定避難場所・防災人材バンク
■ 6月22日	「城北防災だより」回覧 * 「声かけ表確認訓練」・防災演習 * 城北連絡メール登録依頼
■ 6月29日	「城北防災だより」回覧 * 避難所開設訓練タイムテーブル
■ 7月 3日	地区づくり懇談会 * 市長に「城北防災」課題提示・要望
■ 7月 4日	民生児童委員会 役員会 * 「災害弱者」対策協力依頼
■ 7月 6日	民生児童委員会 * * 城北地区「避難行動要支援者見守りネット」への協力依頼
■ 7月 6日	「城北防災だより」回覧 * 住民避難(集合)訓練「在宅」
■ 7月 6日	「城北防災だより」回覧 * 城北連絡メール登録依頼
■ 7月13日	「城北防災だより」回覧 * 「災害時要支援者見守りネット」
■ 7月14日	「高知苑」との災害時における「駐車場借用協定」の締結調印
■ 7月18日	防災リーダー・防災会役員検討会(防災会役員・防災リーダー) 19:00 * 7.7避難所開設の総括(動訓として活かす取り組み) * 8.26訓練による連絡の中間(評価)見直し * 避難所開設・運営業務(役割分担)の具体検討 * 今後の活動見直しを検討
■ 7月19日	婦人の会 役員会 * 災害時「炊き出し」協力依頼 * 中央保健センター
■ 7月24日	婦人の会炊き出し事業検討会 * 日本赤十字鳥取支部 * 「ハイゼックス包組立」習修
■ 8月 日	実行委員会(防災会役員・連絡団体役員と災害部員) 業務部会
■ 8月26日	訓練実施当日 * 日本赤十字鳥取支部、東町消防署
■ 9月 日	改善会議(訓練の反省) * 防災会役員・連絡団体会長・副会長 等

避難所開設のイメージ



(2018年度) 城北地区防災対策協議会 避難所運営体制



主な業務時系列

避難所における主な業務時系列一覧		* 施設は、鳥取市立常盤保護（0857-20-3127）	
実施時期		対象項目・内容	
【災害発生前】 災害の発生のおそれのある段階		●自主避難者への対応 ・「避難勧告」、「避難指示」の発令はされていないが、住民が自らの判断で避難する場合は、自主避難場所を開設します。 ・鳥取市危機管理課（0857-20-3127）に報告し、避難受入れ施設を決定し耐震の配置（開設・運営職員）を行います。 ・開設されない場合は、城北防災会から地域の被害状況を危機管理課に報告し、自主避難場所の開設を申し出ます。 ・建がない場合は、置カラスを避けて適切な所に避難する。	
【災害発生時】 発生期	1時間	●耐震の配置（開設・運営職員）、避難所開設、開設耐震 ・施設の安全確認・点検（建物日視、内部清掃など）建設 異議含む。 城北防災会は運営職員と連携します。 【防災・警備部署：駐車場誘導・駐車場管理（物交道路の確保）	
	1時間	●避難者受入準備（避難者名簿・施設利用計画×居住スペース） 【総務・防災部署：受付業務。 * 町内会単位の区域指定。 ※配食者（成人等）を記載した避難区域を指示する。（付 給食班） ○ 通所型は早い着席を促さない！ ○ 避難確保（避難者の移動） ○ ペット（犬・猫）への対応	
	3時間	●避難所運営開始（「避難場所」から「避難所」指定） 【総務部署：避難所での生活ルールの周知。 【調理部署：避難者・スタッフのための水・食料等の手配。 【情報部署：災害情報の周知。	
	3時間	●避難所運営開始（「避難場所」から「避難所」指定） 【総務部署：避難所での生活ルールの周知。 【調理部署：避難者・スタッフのための水・食料等の手配。 【情報部署：災害情報の周知。	
	1日	●避難所運営開始（「避難場所」から「避難所」指定） 【総務部署：避難所での生活ルールの周知。 【調理部署：避難者・スタッフのための水・食料等の手配。 【情報部署：災害情報の周知。	
【災害発生後】 展開期	2日目	●避難所運営委員会 設置 【調理部署：食料等物資の受入、管理体制の確保（物産物資の到着・受入・管理・分配を円滑に進める） 【総務班：当初の避難区域指定の見直し、状況に応じたスペース区分（高齢者等の災害備後、授乳室、更衣室等）の再指定 【前線救急班：生活環境整備への対応 【総務班：環境局、上下水道局との連携 * 危機管理課を通して 開設トイレが使用不可の場合の災害用トイレの設置要請 ・配慮が必要な人への対応 【情報班：自宅避難者の状況確認（特に高齢者、妊婦等） （福祉健康課との連携）：危機管理課を通して * 炊飯班の派遣要請 【総務班：ボランティアへの対応窓口を設置する。	
	1週間	●避難所運営委員会 設置 【調理部署：食料等物資の受入、管理体制の確保（物産物資の到着・受入・管理・分配を円滑に進める） 【総務班：当初の避難区域指定の見直し、状況に応じたスペース区分（高齢者等の災害備後、授乳室、更衣室等）の再指定 【前線救急班：生活環境整備への対応 【総務班：環境局、上下水道局との連携 * 危機管理課を通して 開設トイレが使用不可の場合の災害用トイレの設置要請 ・配慮が必要な人への対応 【情報班：自宅避難者の状況確認（特に高齢者、妊婦等） （福祉健康課との連携）：危機管理課を通して * 炊飯班の派遣要請 【総務班：ボランティアへの対応窓口を設置する。	
	1週間	●避難所運営委員会 設置 【調理部署：食料等物資の受入、管理体制の確保（物産物資の到着・受入・管理・分配を円滑に進める） 【総務班：当初の避難区域指定の見直し、状況に応じたスペース区分（高齢者等の災害備後、授乳室、更衣室等）の再指定 【前線救急班：生活環境整備への対応 【総務班：環境局、上下水道局との連携 * 危機管理課を通して 開設トイレが使用不可の場合の災害用トイレの設置要請 ・配慮が必要な人への対応 【情報班：自宅避難者の状況確認（特に高齢者、妊婦等） （福祉健康課との連携）：危機管理課を通して * 炊飯班の派遣要請 【総務班：ボランティアへの対応窓口を設置する。	
	1週間	●避難所運営委員会 設置 【調理部署：食料等物資の受入、管理体制の確保（物産物資の到着・受入・管理・分配を円滑に進める） 【総務班：当初の避難区域指定の見直し、状況に応じたスペース区分（高齢者等の災害備後、授乳室、更衣室等）の再指定 【前線救急班：生活環境整備への対応 【総務班：環境局、上下水道局との連携 * 危機管理課を通して 開設トイレが使用不可の場合の災害用トイレの設置要請 ・配慮が必要な人への対応 【情報班：自宅避難者の状況確認（特に高齢者、妊婦等） （福祉健康課との連携）：危機管理課を通して * 炊飯班の派遣要請 【総務班：ボランティアへの対応窓口を設置する。	
	1週間	●避難所運営委員会 設置 【調理部署：食料等物資の受入、管理体制の確保（物産物資の到着・受入・管理・分配を円滑に進める） 【総務班：当初の避難区域指定の見直し、状況に応じたスペース区分（高齢者等の災害備後、授乳室、更衣室等）の再指定 【前線救急班：生活環境整備への対応 【総務班：環境局、上下水道局との連携 * 危機管理課を通して 開設トイレが使用不可の場合の災害用トイレの設置要請 ・配慮が必要な人への対応 【情報班：自宅避難者の状況確認（特に高齢者、妊婦等） （福祉健康課との連携）：危機管理課を通して * 炊飯班の派遣要請 【総務班：ボランティアへの対応窓口を設置する。	
【災害発生後】 収束期	避難所閉鎖	●避難所運営委員会 設置 【調理部署：食料等物資の受入、管理体制の確保（物産物資の到着・受入・管理・分配を円滑に進める） 【総務班：当初の避難区域指定の見直し、状況に応じたスペース区分（高齢者等の災害備後、授乳室、更衣室等）の再指定 【前線救急班：生活環境整備への対応 【総務班：環境局、上下水道局との連携 * 危機管理課を通して 開設トイレが使用不可の場合の災害用トイレの設置要請 ・配慮が必要な人への対応 【情報班：自宅避難者の状況確認（特に高齢者、妊婦等） （福祉健康課との連携）：危機管理課を通して * 炊飯班の派遣要請 【総務班：ボランティアへの対応窓口を設置する。	
	避難所閉鎖	●避難所運営委員会 設置 【調理部署：食料等物資の受入、管理体制の確保（物産物資の到着・受入・管理・分配を円滑に進める） 【総務班：当初の避難区域指定の見直し、状況に応じたスペース区分（高齢者等の災害備後、授乳室、更衣室等）の再指定 【前線救急班：生活環境整備への対応 【総務班：環境局、上下水道局との連携 * 危機管理課を通して 開設トイレが使用不可の場合の災害用トイレの設置要請 ・配慮が必要な人への対応 【情報班：自宅避難者の状況確認（特に高齢者、妊婦等） （福祉健康課との連携）：危機管理課を通して * 炊飯班の派遣要請 【総務班：ボランティアへの対応窓口を設置する。	

各部の業務内容の検討について

- ① 5 部に分かれてグループ協議（総務・防災・避難救急・調達・警備）
 - 業務内容はこれでよいか？
 - 業務遂行上の必要物品（具体的に）
 - ・ 調達手順（どこに置いておいて・いつ・誰が準備して・どこで手渡すか）
- ② グループ協議の内容を 1 枚にまとめる
 - 資料の余白に書き込んでください。
 - 業務遂行上の必要物品（資料に、具体的に記載してください。）
 - ・ 調達手順（どこに置いておいて・いつ・誰が準備して・どこで手渡すか）

* 時間設定は全体の時間の経過を勘案して、声をかけさせてもらいます。
短時間で、恐縮ですが、気がつかれたことを書き込んでください。
「城北地区避難所運営マニュアル」作成の参考にさせていただきます。

天災は防げません。しかし、被害は少なくできます。

みなさんが、城北防災の中心的役割を担っています。



安全・安心 自信と誇り・夢と希望にみちた城北のまちづくり



おわり



第5章 避難所としての学校運営

第1節 学校が避難所となる場合の基本的な考え方

学校は教育施設であるが、災害が発生した場合、学校が避難所として重要な役割を果たすことになる。災害時における教職員の第一義的な役割は、児童生徒の安全を確保することにも、学校教育活動の早急正常化に向けて取り組むことであり、避難所運営は市町村災害対策担当部署が主体となって行うものである。しかしながら、学校が避難所となった場合、災害対応策が円滑に行われるよう、教職員は避難所の運営について、必要に応じて積極的に協力すべきである。

○ 運営体制

運営体制を定める場合には、市町村災害対策担当部署の職員が配置されるまでの間、避難所運営に係る業務の全部又は一部について対応することを想定した体制とし、具体的な対応方法についても定めておくことが必要である。

この場合、児童生徒が在校中に学校が避難所となり、児童生徒への対応と避難者への対応が同時に求められる場合も想定しておく必要がある。

○ 初動態勢

校長をはじめ各教職員が早急に対応できず、避難所の運営を当初の計画のとおり行えない場合であっても、参加し各職員により少なくとも次のような業務を行う必要がある。

- ・校内にいる児童生徒の安否確認、避難誘導
- ・避難者の受け入れ、調整
- ・救命、救急措置
- ・教育委員会、災害対策本部等との連絡、情報伝達
- ・避難者への情報伝達
- ・備蓄物資の配給

○ 学校施設の使用

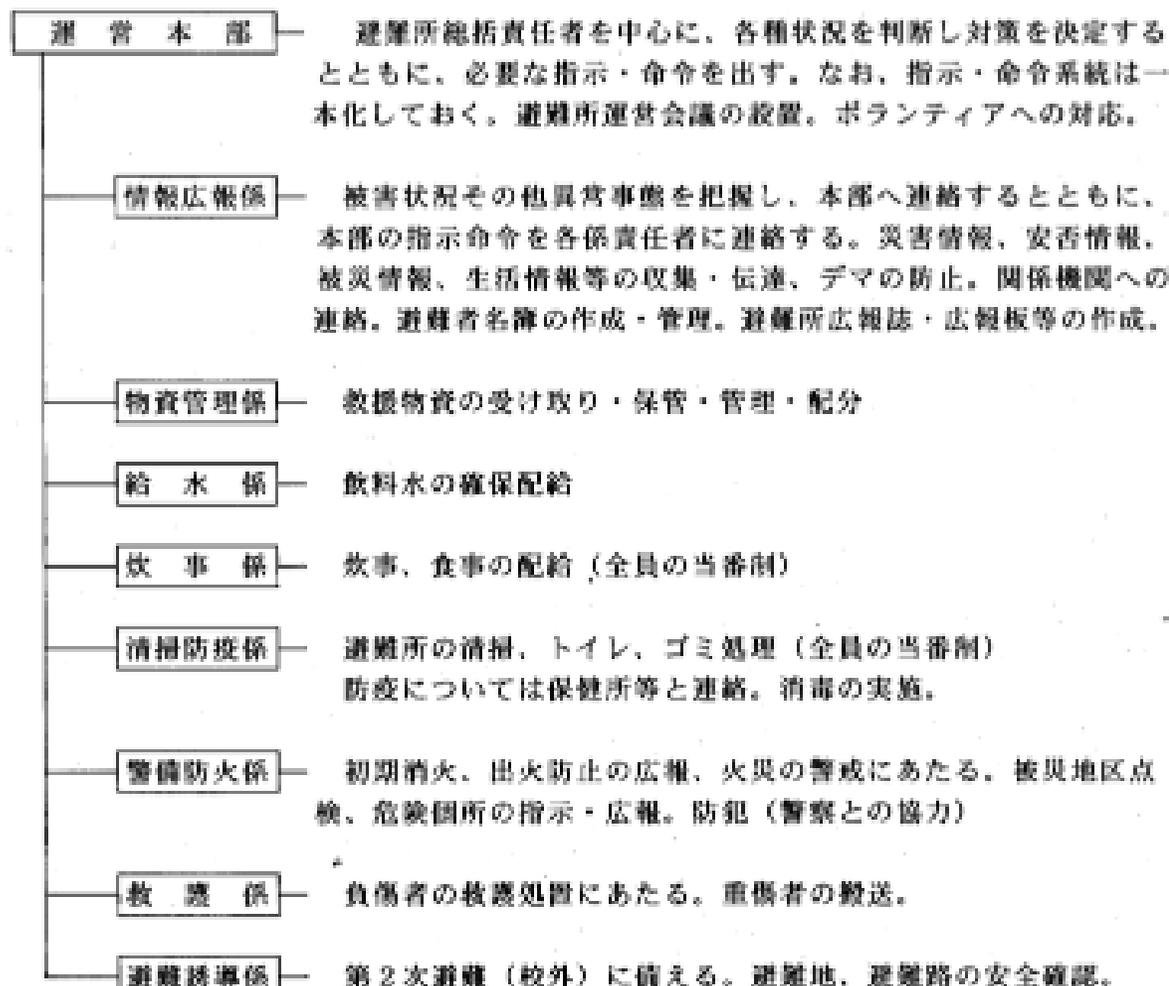
避難所となる場合の学校施設の使用は、それぞれの施設の機能を踏まえて判断する必要がある。

普通教室は、災害対策上安全を確保しない場合に取り、適宜開放することとするが、学校教育活動の再開に備え、一定数は確保することが大切である。また、理科室などの特別教室は、薬品など危険物が置かれているため、原則として避難者収容のためのスペースとしては使用しないことが望ましい。

【学校施設の使用例】

- ・おとして避難者収容のために必要なスペース
 - 体育館、多目的スペース、普通教室
- ・負傷者、病人、高齢者などの看護のために必要なスペース
 - 保健室、科室
- ・避難所の管理に必要なスペース
 - 校長室、職員室、放送室

第2節 避難所の運営組織



大災害（地震・津波）発生

- STEP 1 児童生徒の安全確保
- STEP 2 避難
- STEP 3 避難後の児童生徒の安全確認
- STEP 4 避難した後の学校の対応
- STEP 5 保護者へ児童生徒の引き渡し

学校が地域の避難所となった場合

- 学校は避難所運営組織が機能するまで、状況に応じて避難所運営支援を行う。
- 学校災害対策本部における避難所支援班は、避難所運営を支援する。

（ 教育活動の再開に向けて）

ア 学校再開準備班の設置 （被災後 ○日程度（早期に））

- 避難所運営が市町村災害対策本部、自主防災組織及び避難者自治組織により機能するようになったら、学校災害対策本部は学校再開準備班を設置し、避難所と連絡調整を図りながら、教育活動の再開に向けて始動する。

イ 被害実態調査の実施 家庭訪問・避難先訪問

- 児童生徒及びその家族の安否確認
- 児童生徒の住居等の被害状況等確認
- 教職員の安否確認、勤務可能な教職員の人数確認

〈学校災害対策本部組織体制〉(例)

分担	担当者名	役割	準備物
対策本部	校長 副校長・教頭	<ul style="list-style-type: none"> 各班との連絡調整 非常時出し品の搬出保管 校内の被災状況把握 記録日誌、報告書の作成 校内放送等による連絡や指示 応急対策の決定 教育委員会、市町村、PTA等との連絡調整、報道機関等との対応 地域の公民館、自治会等との連携、連絡 	学校防災マニュアル・ 学校敷地図・ラジオ ハンドマイク・懐中電灯 トランシーバー 携帯電話

分担(班)	担当者名	役割	準備物
安全点検 消火班	〇〇 〇〇	<ul style="list-style-type: none"> 初期消火、安全点検 避難、救助活動等の支援 被害状況の把握(施設等の被害程度の調査)、二次被害の防止 	消火器・ヘルメット ラジオ・手袋・被害調査票・構内図・ロープ
応急復旧班	〇〇 〇〇	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況の把握 応急復旧に必要な機材の調達・管理 危険箇所の処理・表示、立入禁止措置、避難場所の安全確認 	
安否確認 避難誘導班	〇〇 〇〇	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒、教職員のアノ確認・負傷者の把握、避難誘導 行方不明の児童生徒、教職員の把握・報告 	クラス出席簿 行方不明者の記入用紙
保護者連絡班	〇〇 〇〇	<ul style="list-style-type: none"> 連絡手段の検討・決定 引き渡し場所の指定 児童生徒の引き渡し作業 引き渡しの際の身元確認 	引き渡しカード・出席簿 集合場所配置図
応急医療班	〇〇 〇〇	<ul style="list-style-type: none"> 応急手当の実施、手当備品の確認 負傷や応急手当の記録 負傷者等の医療機関への送致・連絡 負傷者等の確認、救出・救急 	応急手当等の備品 AED・担架・水・毛布 安全靴・マスク
救護班	〇〇 〇〇		
避難所支援班	〇〇 〇〇	<ul style="list-style-type: none"> 市町村及び関係者による自主防災組織等と連携した避難所運営支援 	支援マニュアル(協定書)

第3節 避難所設営に係る教職員の対応と運営の在り方

1 教職員の対応

災害の発生	
学校災害対策本部設置(避難所支援班の結成)	本部の中に避難所支援班を設置し構成人数を決定。地域の自主防災組織や市町村災害対策担当部局の職員との協力体制を確立。学校医・地域の医師会との連携。ボランティア受入準備。
施設開放区域の明示	開放できる区域、立入禁止区域の明示。緊急車両やヘリコプター着陸のスペース確保。高齢者や障害者などへの優先的配慮。優先区域順に開放
避難者誘導	担当者による誘導。避難所使用のマナーと一般的注意の徹底。
救援物資の調達配給	食料・医療物資などを市町村対策本部へ要請。食事・救援物資の配給経路の把握。高齢者・障害者等や非営利品のない家庭への配慮。配給時におけるトラブル回避。
衛生環境の整備	トイレ・ゴミ集積所の管理。食中毒や伝染病など衛生面への配慮。
避難所運営組織づくり支援	運営本部長・副本部長の依頼。班編成、班長会議についての助言。生活上の基本ルールについての助言。
ボランティアの受入	活動拠点の設置。支援班との連携。専門ボランティアにコーディネーターを依頼。
炊き出しへの協力	要請に基づき使用可能な調理室、給食室などの提供。

※準備物等はリスト(資料4参照)にするなど運営か使用できるように管理する。